

NPO 法人

うえるかむ

権利擁護サポートセンター船橋

通信



第11号 平成24年4月18日発行

〒273-0046 船橋市上山1-157-4 (カメラハウス2階)

船橋法典駅下車徒歩8分 TEL047-710-7045 / IP 電話 050 3430 3301

ブログ <http://welcome.blog.ocn.ne.jp> / メールアドレス: qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp

「子ども達の未来の幸せを願って」
～「親心の記録」が、残された子ども達の
幸せな暮らしを約束する！～

講師 野口友子さん (3/30 高根台公民館)
社会福祉士で、千葉県の差別条例(障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉づくり条例)の広域専門指導員、また、PAC ガーディアンズでは成年後見の担当者としてもご本人に寄り添った丁寧な支援などを中心にご活躍中です。

当日は、参加者は残念ながら20名と少なく、その分密度の濃い講演と懇談の会になりました。

野口さんは会場の皆さんのそれぞれのご心配や悩み、成年後見制度のわからないこと、将来の希望などを聞き取り、ソフトな口調で、わかりやすく答えてくださいました。皆さんも聴くだけの講演会でなく、自ら話すことで明るい表情になり、その場の空気がやわらかく和みました。始めのうちはおずおずと話していた方も終わり頃は、言いたいことが一杯！時間が足りない！様子でした。また、人様の悩みを聞くことで、共感を持てたり、仲間意識ができたり。野口さんのおかげでとても良い時間、機会を持つことが出来ました

昨今、孤立した家族が全員亡くなっていたという孤立死がニュースになっています。障害のある子どもを持つ親は、人に頼らず我慢します。親子で元気なときはそれで良いのですが、親または子ども、家族の誰かが病気や怪我で入院、又はなくなるという最悪のときまで頑張る傾向があり、支援の方たちも家の中へ入れない事態になります。そこには親子の虐待が隠れていたり、孤独死・孤立死の原因が潜んでいます。

野口さんはともかく問題が小さなうちに周りの人、友だち、施設の職員、PAC ガーディアンズ、「うえるかむ」など、誰かに話すことが大事だとおっしゃっていました。



選挙権裁判は、さいたま地裁(5/9 11時半)浦和駅西口から徒歩15分。次回の東京地裁(7/19)にもぜひ傍聴にお出かけ下さい。お問合せは赤津(090-1217-3003)

権利擁護漫画 ウエルちゃん

原案・赤津&原画・武藤



No.6 「本当は足が速いのね？」



① ウエルちゃんとお母さん、買い物を終えて帰宅しようとしたら、雲行きが急に悪くなってきました。

② 傘も持ってないし、ウエルちゃんはマイペースだし・・・「早く帰らないといけないわ。」そう思った時でした。

③ 「ガラガラガラ、ドドーン」雷が近くに落ちたようです。驚くお母さんとウエルちゃん。

④ いつもはゆっくりのウエルちゃんですが、この時ばかりは逃げ足の速いこと。本当は、足が速いのね？

☆皆様のご意見、ご希望、情報などがございましたら、お気軽にうえるかむまで。

[わかりやすい成年後見制度]

社会福祉士・うえるかむ理事 小藤武樹氏
成年後見制度(連載第5回)「保佐、補助とは？」

皆さんこんにちは。小藤です。お元気ですか。

成年後見制度には3つの類型があることはすでにお話ししました。みなさまにとって、どの類型がふさわしいのでしょうか。まず地域で生活されておられる方について考えてみましょう。自宅で暮らせる能力をお持ちですので、おそらく保佐か補助類型でしょう。そこで、再度、保佐および補助について詳しく説明いたします。成年後見制度では“重要事項”の文言が登場しますが、それは何を指しているのでしょうか。それは民法13条第一項で規定されています。堅苦しくなりますが、“重要事項”いわゆる“法律行為”を列挙してみます。少しご辛抱願います。①元本を領収し、又は利用すること。すなわち預貯金の払い戻しや不動産の賃貸など。②借財又は保証をすること。すなわち借金する、あるいは保証人になること。③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為、すなわち不動産、動産の売買をしたり、担保を設定することあるいは雇用・介護・保険などの契約をすること。④原告となって訴訟行為をすること。⑤贈与、和解又は仲裁合意をすること。⑥相続の承認、放棄又は遺産の分割をすること。⑦贈与の申し込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。⑧新築、改築、増築又は大修繕をすること。⑨第602条に定める期間(建物3年以上、土地5年以上)を超える賃貸借をすること。これだけ列挙しましたが、「重要事項とはなにか？」はイメージできたでしょう。保佐ではこれらの重要事項に関して保佐人の支援を受けます。必要ならば、さらに他の法律行為も追加することができます。保佐では、保佐人の同意があれば、本人が締結した“法律行為”は法的に有効が確定し、あとで取り消すことはできません。しかし保佐人の同意がない場合、契約を取り消すことができます。不要な商品売りつけられた、あるいは知らないうちに保証人にされた、騙されたなど、困った時に成年後見制度が役立ち、後からでも契約を取消することができるのです。成年後見制度(保佐類型)を利用しても日常生活

はこれまで通り何も変わりません。ご安心ください。

つぎに補助について説明します。補助は保佐に比べ、判断のできる範囲が広い方に利用されます。それゆえ前述の9項目から、必要なものだけに絞り込みます。たとえば浪費癖でお困りの方では、一定金額を越える購入・借金のみ限定しています。保佐および補助は代理権が付与されていませんので、代理権の付与が必要な場合、家裁に別途付与申し立てをします。みなさまはご自身で“財産管理”ができますか。騙されるこれとなく、安心して生活できますか。「不安だ」と心配される方は成年後見制度の利用も検討してみても如何でしょうか。

(第6回につづく)

「うえるかむ」これからの予定
『遺言書と』親心の記録』の書き方を
一緒に学びましょう！懇談会形式。
六月十一日(月) 十時三十分から
高根台公民館 第一集会室
助言者 小藤武樹氏 社会福祉士
好村肇氏 船橋市育成会会長
詳しくは、ご案内を差し上げます。
★二十四年度は「うえるかむ」の
情報満載の通信を毎月発行します。
成年後見制度についてわかりやすい
漫画が大好評を得ています。
★賛助会員継続ありがとうございます。
★「うえるかむ」の総会を4月28日に
行います。総会報告は次号に…。

船橋市手をつなぐ育成会の支援を受けています

1人で悩まないで！
一緒に考えましょう

NPO 法人うえるかむ権利擁護
サポートセンター船橋

相談室毎週火曜日と金曜日

金曜日 10:00~15:00

電話 047-710-7046 又は 090-1217-3003

どんな些細なことでもお気軽にご相談下さい。

内容によっては弁護士や社会福祉士がお話を伺います。

NPO法人PACガーディアンズ

船橋市成年後見支援センター

センター長 小川裕二氏(社会福祉士)

お問合せは (Tel)047-407-4441

Eメール info@pacg.jp

JR または京成線 船橋駅 下車4分

成年後見制度に関する
ご相談はまず、お電話で

